

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構  
研修規程

2022年8月2日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構（以下「機構」という。）が実施する URA スキル認定制度に基づき、URA のスキル認定に必要な研修に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(研修の種類)

第2条 研修は、Fundamental レベル、Core レベル及び Advanced レベルを実施する。

2 研修は、次のとおり各年度2回実施することを基本とする。ただし Advanced レベルについては、この限りではない。

- (1) 前期 4月～9月の定められた期間
- (2) 後期 10月～翌年3月の定められた期間

3 各レベルの受講要件は申請期間の締切日時点で、次の条件を満たす者とする。

(1) Fundamental レベル

大学等における URA 業務に興味関心のある者(URA 業務の経験がない者でも受講可)

(2) Core レベル

Fundamental レベルの研修を修了した者

(3) Advanced レベル

専門業務区分毎に定める受講要件を満たしている者

4 各レベルの修了要件は、次のとおりである。

(1) Fundamental レベル

開講する全科目を受講し、かつ各科目受講後に実施する確認テストにおいて 100 点満点中 80 点以上の成績であること

(2) Core レベル

開講する全科目を受講し、かつ各科目受講後に実施する確認テストにおいて所定数以上の科目で 100 点満点中 80 点以上の成績であること。ただし、不合格科目についても 100 点満点中 60 点以上の成績であること

(3) Advanced レベル

科目毎に設定されたポイントの合計が、専門業務区分毎に定められた数以上であること

5 前各項に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要なことは、別に定める。

(研修委員会)

第3条 機構は、研修に係る企画、運営及び改善を行うために、研修委員会を設置する。

- 2 研修委員会は、研修の内容を定める。
- 3 研修委員会は、研修の講師及び教材作成担当者の選任を行う。
- 4 研修委員会は、試験委員会委員の選任を行う。
- 5 その他研修委員会に関し、必要なことは別に定める。

(試験委員会)

第4条 機構は、研修の各科目受講後に実施する確認テストの検討のために、研修委員会の下に試験委員会を設置する。

- 2 試験委員会は、確認テストの問題内容を点検する。
- 3 その他試験委員会に関し、必要なことは別に定める。

(研修の読替え)

第5条 機構は、URAの資質向上に資する研修及び調査研究等を行っている団体並びにURAを雇用する全国の大学等の研究機関等（以下「関係団体等」という。）が独自で実施している研修（以下「外部研修」という。）を、機構が実施する研修と同等とみなし、該当する外部研修の修了履歴をもって、機構が実施する研修の修了と読替えることができるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、読替えに関する必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、機構長が行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、研修に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2022年8月2日から施行し、2022年4月1日から適用する。
- 2 第5条の規定の適用については、2024年3月31日までとする。